

神崎市空き家改修費助成事業補助金交付要綱

平成27年3月19日

要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、神崎市内の空き家を有効活用することにより、神崎市への定住を促進し、地域の活性化を図るため、神崎市空き家・空き地情報登録制度（以下「空き家・空き地バンク制度」という。）を活用して、物件を購入又は賃貸若しくは賃借した者が行う当該物件の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、神崎市補助金交付規則（平成18年神崎市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 空き家・空き地バンク制度に賃貸を目的とした空き家を登録し、かつ入居者又は入居予定者が決定している者

(2) 空き家・空き地バンク制度に登録された空き家を購入又は賃借した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1) 市税等の滞納者又は暴力団員

(2) 3親等内の親族間において、空き家に係る売買又は賃貸借の契約を締結した者

(3) その他市長が適当ではないと認めた者

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 空き家の改修

(2) 空き家を利用するための不要物の撤去

(補助対象事業の施工業者等)

第4条 前条第1号に規定する補助対象事業の施工業者は、地域の活性化を図ることを目的に、市内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が判断した場合は、この限りではない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号によって算出された金額の合計額とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3条第1号に規定する補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、

その限度額は、50 万円とする。

- (2) 第 3 条第 2 号に規定する補助対象事業に要した経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、その限度額は、10 万円とする。

2 補助金の交付は、それぞれ 1 戸につき 1 回限りとする。

ただし、第 3 条第 2 項に規定する補助事業において、他の補助金等の交付を受けて家財道具等の処分を行ったことがある空き家については、交付を行わないものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家改修費助成事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当であると認めたときは、空き家改修費助成事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第 8 条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更する場合、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、空き家改修費助成事業補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の額に変更がないものについては、この限りではない。

(交付決定の変更)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付決定の変更又は取消を決定したときは、空き家改修費助成事業補助金交付決定（変更・取消）通知書（様式第 4 号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、空き家改修費助成事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家改修費助成事業補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第 12 条 市長は、前条の規定により確定した額を補助対象事業の完了後に交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知があった日から 30 日以内に空き家改修費助成事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱等に違反していることが認められたとき。
- (3) 補助金の交付日から起算して 5 年未満に、改修等をした空き家を取り壊し、又は売却したとき。
- (4) 補助金の交付日から起算して 5 年未満に、改修等をした空き家を退去したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、空き家改修費助成事業補助金交付取消通知書（様式第 8 号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を受けた者（同一世帯者を含む。）から、再度、補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができるものとする。

4 市長は、第 1 項の規定により補助金の返還を命じるときは、空き家改修費助成事業補助金返還命令書（様式第 9 号）により、交付決定者に通知するものとする。

5 第 1 項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は全額を、第 3 号又は第 4 号に該当する場合は交付決定後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1 年以内のときは、補助金の全額とする。
- (2) 1 年を超え 2 年以内のときは、補助金の 5 分の 4 の額とする。
- (3) 2 年を超え 3 年以内のときは、補助金の 5 分の 3 の額とする。
- (4) 3 年を超え 4 年以内のときは、補助金の 5 分の 2 の額とする。
- (5) 4 年を超え 5 年未満のときは、補助金の 5 分の 1 の額とする。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 26 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

神埼市長

様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

空き家改修費助成事業補助金交付申請書

神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱の趣旨等を理解し、同要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
(算出式：改修経費 $\text{円} \times 1/2 =$ 円 $\leq$ 限度額 50 万円)
(算出式：不要物撤去経費 $\text{円} \times 1/2 =$ 円 $\leq$ 限度額 10 万円)
- 2 補助対象事業の内容
別紙事業計画書のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 収支予算書・事業計画書（別紙）
 - (2) その他
 - ①補助対象事業の設計書（空き家の改修の場合のみ）
※改修等の実施個所、内容が確認できる間取り図等
 - ②補助対象事業の見積書又は契約書の写し
 - ③補助対象事業箇所等が確認できる写真
 - ④売買契約書又は賃貸借契約書の写し
※売買又は賃貸に関する同意書（様式任意）でも可（ただし、同意書を提出した場合は、補助金実績報告時に売買契約書又は賃貸借契約書の写しを提出してください。）
 - ⑤未納がない証明又は完納証明書（市外在住又は市外から転入予定の場合）

(別紙)

1 収支予算書

(単位：円)

歳 入	金 額	歳 出	金 額
市補助金		改修経費	
自己負担額		不要物撤去経費	
その他 ()			
計		計	

2 事業計画書

物件登録番号	第 号
改修・不要物撤去の内容	
実施期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日

登録者同意書

本件に係る補助対象事業については、上記のとおり実施することに同意します。

登録者（空き 家・空き地バン ク制度における 空き家の所有者 等）	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	㊞
	連 絡 先	電話 FAX

【申請者同意事項】

この補助金交付申請の審査ため、市が私の市税等について確認することに同意します。

氏 名

㊞

(注) 神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の申請をすることができない場合、又は補助金の交付を取消される場合、若しくは補助金の返還を求められる場合があります。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

神埼市長

印

空き家改修費助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 物件登録番号 第 号

2 交付決定額 円

3 交付条件

- （1）神埼市補助金等交付規則、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱の遵守
- （2）前号に違反する事実が明らかとなった場合、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取消し、既に交付している補助金については返還を命じることがある。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

神埼市長

様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

空き家改修費助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた空き家改修費助成事業補助金について、申請内容を変更したいので、空き家改修費助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容の変更

（1）変更後の補助対象事業に要する経費 円

（2）変更後の交付申請額 円

（3）添付書類

①変更内容、変更箇所等が確認できる図面

②補助対象事業の見積書又は契約書の写し

③その他必要に応じて変更内容を説明する書類

2 補助対象事業の中止

3 補助対象事業の廃止

（理由）

--

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

神埼市長

㊟

空き家改修費助成事業補助金交付決定（変更・取消）通知書

年 月 日付け 第 号で通知した神埼市空き家改修費助成事業補助金については、下記のとおり（変更・取り消し）を決定しましたので、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定額 円

2 変更・取消の理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

神埼市長

様

申請者 住 所

氏 名

⑨

電話番号

空き家改修費助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた空き家改修費助成事業が完了したので、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 収支決算書・事業実績（別紙）

(2) その他

①補助対象事業の実施個所、施工内容が確認できる書類（空き家の改修の場合のみ）

②補助対象事業に係る契約書又は見積書及び領収書の写し

③完成写真

④住民票の写し（転入後）

⑤その他市長が必要とする書類

(別紙)

1 収支決算書

(単位：円)

歳 入	金 額	歳 出	金 額
市補助金		改修経費	
自己負担額		不要物撤去経費	
その他 ()			
計		計	

2 事業実績

物件登録番号	第 号
改修・不要物撤去の内容	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

【同意事項】

- 1 この補助金の交付額確定の審査ため、市が私の住民基本台帳及び市税等について確認することに同意します。
- 2 補助金交付後調査のため、補助金の交付日から起算して5年間、市が私の住民基本台帳及び市税等について確認することに同意します。

住 所

氏 名

印

様式第 6 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

印

空き家改修費助成事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった空き家改修費助成事業補助金について、
下記のとおりその額を確定したので、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱第 11
条の規定により通知します。

記

- 1 空き家改修費助成事業補助金
円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

神埼市長 様

請求者 住 所
氏 名 ⑨
電話番号

空き家改修費助成事業補助金交付請求書

年 月 日付けで 第 号で額の確定のあった空き家改修費助成事業補助金について、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

【振込先】

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 8 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

印

空き家改修費助成事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した空き家改修費助成事業補助金
について、下記のとおり補助金の取り消しをしたので、神埼市空き家改修費助成事業補助
金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消し額 円

2 取消しの理由

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

㊟

空き家改修費助成事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で通知した空き家改修費助成事業補助金
について、下記のとおり補助金の返還を命じるので、神埼市空き家改修費助成事業補助金
交付要綱第13条第4項の規定により通知します。

記

1 返 還 額 円

2 返還を命じる理由

3 返還期限 年 月 日まで